

○松浦市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成29年3月24日

告示第37号

松浦市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成20年松浦市告示第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等（以下「要支援者」という。）の福祉の増進を図るため、民法（明治29年法律第89号）に規定する成年後見、保佐又は補助（以下「成年後見等」という。）開始の審判の申立て（以下「審判申立」という。）及び成年後見制度利用に関する支援について必要な事項を定めるとともに、成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の報酬に対し、予算の範囲内において、松浦市成年後見制度利用支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、松浦市補助金等交付規則（平成18年松浦市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（市長による審判申立に関する支援）

第2条 市長は、次に掲げる規定に基づき審判申立に関する支援を行うものとする。

- （1）老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条
- （2）知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条
- （3）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2

（市長による審判申立の対象者）

第3条 市長による審判申立の対象者は、次の第1号から第3号までのいずれかに該当し、かつ、第4号から第7号までに掲げる理由により、要支援者の配偶者又は2親等内の親族（以下「配偶者等」という。）による審判申立が期待できない者とする。

- （1）住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により松浦市（以下「本市」という。）に住所等を記録している者
- （2）介護保険法（平成9年法律第123号）第13条に規定する住所地特例対象施設に入所又は入居中の本市被保険者
- （3）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設に入所中の本市支給決定者
- （4）配偶者等がないこと。
- （5）配偶者等があっても、音信不通の状況にあること。
- （6）配偶者等があっても、当該親族が審判申立を拒否していること。
- （7）配偶者等があっても、当該配偶者等による虐待の事実があること。

2 前項の規定にかかわらず、審判申立の対象となる要支援者の3親等又は4親等の親族であって審判申立を行う者の存在が明らかであるときは、市長による審判申立

は行わないものとする。

(市長への通報)

第4条 次に掲げる者は、要支援者が成年後見等を必要とする状態にあると判断したときは、審判申立を市長に通報することができる。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に定める事業に従事する職員、第15条に定める職員並びに介護保険法第8条、第8条の2及び第115条の4第1項に定める事業に従事する職員
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5及び地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条に定める施設に勤務する職員
- (3) 民生委員
- (4) その他要支援者の日常生活のために有益な援助をしている者

(市長による審判申立の判定基準)

第5条 市長は、前条の規定による通報を受けたときは、要支援者との面談を行い、次に掲げる事項を総合的に考慮して審判申立を行うものとする。

- (1) 要支援者の事理を弁識する能力の程度
- (2) 要支援者の生活状況、資産状況及び健康状態
- (3) 第3条第1項第4号から第7号までに掲げる、配偶者等による審判申立が期待できない理由の有無
- (4) 要支援者の福祉の増進を図るために必要な事情

(市長による審判申立の手続)

第6条 市長による審判申立に係る申立書、添付書類、予納すべき費用等は、家庭裁判所の定めるところによる。

(市長による審判申立の費用負担)

第7条 市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判申立に係る費用（以下「審判申立費用」という。）を負担する。

(審判申立費用の求償)

第8条 市長は、審判申立費用について、要支援者に負担能力があると判断したときは、市が負担した審判申立費用の求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の規定に基づく手続費用の負担命令に関する申立てを審判申立の手続きと併せて家庭裁判所に行うものとする。

2 市長は、前項の申立てにより、家庭裁判所から審判申立費用の負担命令に関する求償権が得られた場合は、成年後見人等を通じ、要支援者に対して審判申立費用を請求するものとする。

(配偶者等による審判申立に関する支援)

第9条 市長は、審判申立の趣旨、申立費用等について配偶者等に十分説明を行った後に、配偶者等が審判申立を行う意思を有していることが確認されたときは、必要に応じて、審判申立に必要な要支援者の生活状況等の情報を、個人情報保護の趣旨に反しない限度で配偶者等に提供することにより、配偶者等が行う審判申立の手続

の支援を行うものとする。

(助成金の対象者)

第10条 助成金の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、成年後見人等が要支援者の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹である場合を除く。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者である者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付を受けている者
- (3) 助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難であると市長が認める者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
 - ア 市民税非課税世帯であること。
 - イ 要支援者の預貯金等の合計金額が30万円以下であること。
 - ウ 世帯員が居住する家屋その他日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、成年後見人等への報酬を負担することが困難であると市長が認める者

(助成金の額)

第11条 市長が助成する助成金の額は、家庭裁判所が定める成年後見人等の報酬の金額以内の額とし、施設等に入所している者については月額18,000円を、その他の者については月額28,000円を上限とする。ただし、報酬付与期間に1月に満たない月があるときは、当該月の助成金の額は、その月の現日数を基礎として日割りによる額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(助成金の支給対象期間)

第12条 助成金の支給対象期間は、報酬付与の審判の決定通知書に記載されている成年後見人等の職務に従事した期間の終期の日から起算して1年前の日までとする。

(助成金の支給申請)

第13条 助成金の支給を申請することができる者は、成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「成年被後見人等」という。）又は成年後見人等（保佐人及び補助人については代理権を付与された者に限る。以下「申請者」という。）とする。

2 申請者は、松浦市成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、家庭裁判所による報酬付与の審判決定日から起算して3か月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 報酬付与の審判の決定通知書の写し
- (2) 家庭裁判所に提出した後見事務報告書及び財産目録の写し
- (3) 預貯金通帳及び年金振込通知書の写し
- (4) 成年後見登記事項証明書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(助成金の支給決定)

第14条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、当該申請の内容を審査の上、助成金の支給の可否を決定し、松浦市成年後見制度利用支援事業助成金支給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により助成金の支給の決定を受けた者は、松浦市成年後見制度利用支援事業助成金請求書（様式第3号）により助成金を請求することができる。

(成年後見人等の報告義務)

第15条 助成金を受けている成年被後見人等の成年後見人等は、当該成年被後見人等の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(助成金の返還)

第16条 市長は、偽りその他不正の手段により当該助成金を受けたとき、又は成年後見人等の報酬以外の目的に使用したときは、申請者に助成金の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、松浦市成年後見制度利用支援事業助成金返還通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の松浦市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(助成金の支給対象期間の算定の特例)

3 市長以外の審判申立による成年後見人等の報酬に対する助成金を支給する場合における第12条に規定する期間の計算については、この告示の施行の日前に成年後見人等がその職務に従事した期間は、算入しない。

(松浦市成年後見制度における市長申立に係る要綱の廃止)

4 松浦市成年後見制度における市長申立に係る要綱（平成20年松浦市告示第23号）は廃止する。

附 則（令和4年9月28日告示第131号）

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号（第13条関係）

年 月 日

松浦市長 様

申請者（成年被後見人等又は成年後見人等）

〒 ー

住 所

氏 名 ㊞

電話番号（ ） ー

松浦市成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書

松浦市成年後見制度利用支援事業実施要綱第13条の規定により、助成金の支給を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、助成金の支給の決定に当たり、対象者の市税に関する課税資料及び預貯金、有価証券等の財産に関する事項を関係機関に調査し、並びに関係機関が当該調査に回答することに同意します。

申 請 区 分	☐ 後見人 ☐ 保佐人 ☐ 補助人 ☐ 成年被後見人等					
対象者（成年被後見人等）	フリガナ					
	氏 名					
	生 年 月 日	年	月	日生	性 別	男・女
	住 所	〒 ー				
	現 在 の 状 況	☐ 在宅 ☐ その他（施設名等） ☐ 死亡				
	経 済 状 況	☐ 生活保護受給 ☐ 低所得等 （証明できる資料を添付すること）				
	世 帯 状 況	☐ 単身世帯 ☐ 2人以上の世帯				
	サービス利用状況	☐ 介護保険サービス ☐ 障害者福祉サービス ☐ 利用なし				
助 成 対 象 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日					
申 請 額（月額）	円 ※施設等入所者については月額18,000円、その他の者については月額28,000円を上限とする。					
報酬付与の審判決定日	年 月 日 ※審判決定日から3か月以内に申請すること					
添 付 書 類	①報酬付与の審判の決定通知書の写し ②家庭裁判所に提出した後見事務報告書及び財産目録の写し ③預貯金通帳及び年金振込通知書の写し ④成年後見登記事項証明書の写し ⑤その他市長が必要と認める書類					

備考 申請者の記入を自署で行う場合、押印を省略することができる。

様式第2号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

松浦市長

印

松浦市成年後見制度利用支援事業助成金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった松浦市成年後見制度利用支援事業助成金の支給について、次のとおり決定しましたので、松浦市成年後見制度利用支援事業実施要綱第14条の規定により通知します。

成年被後見人等	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日（ 歳）
	電話番号	
成年後見人等	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日（ 歳）
	電話番号	
助成金支給決定額	円（月額）	
助成対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
備 考		

（注）

1. 申請内容に虚偽若しくは不正があったとき、又は成年後見人等の報酬以外の目的に使用したときには、助成金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。
2. 成年後見人等は当該成年被後見人等の資産状況及び生活状況に変化があったときは、速やかに市に報告してください。

様式第3号（第14条関係）

年 月 日

松浦市長 様

請求者 住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

松浦市成年後見制度利用支援事業助成金請求書

年 月 日付けで決定のあった松浦市成年後見制度利用支援事業助成金について、松浦市成年後見制度利用支援事業実施要綱第14条の規定により、次のとおり請求します。

請 求 金 額	円						
金 融 機 関 名	銀 行 組 合 金 庫			本 店 支 店 出張所			
口 座 種 類	普通 ・ 当座 ・ その他						
口 座 番 号							
フ リ ガ ナ							
口 座 名 義							

様式第4号（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

松浦市長

印

松浦市成年後見制度利用支援事業助成金返還通知書

年 月 日付け 第 号で支給を決定した松浦市成年後見制度利用支援事業助成金について、次のとおり助成金の返還を決定したので、松浦市成年後見制度利用支援事業実施要綱第16条の規定により通知します。

成年後見人等	フリガナ 氏 名	
	住 所	
	電話番号	
	生年月日	年 月 日（ 歳）
成年被後見人等	フリガナ 氏 名	
	住 所	
	電話番号	
	生年月日	年 月 日（ 歳）
後見等の内容	後 見 保 佐 補 助	
助成返還額	円	
返 還 理 由		
返 還 期 限	年 月 日	

様式第 1 号 (第 1 3 条関係)

様式第 2 号 (第 1 4 条関係)

様式第 3 号 (第 1 4 条関係)

様式第 4 号 (第 1 6 条関係)